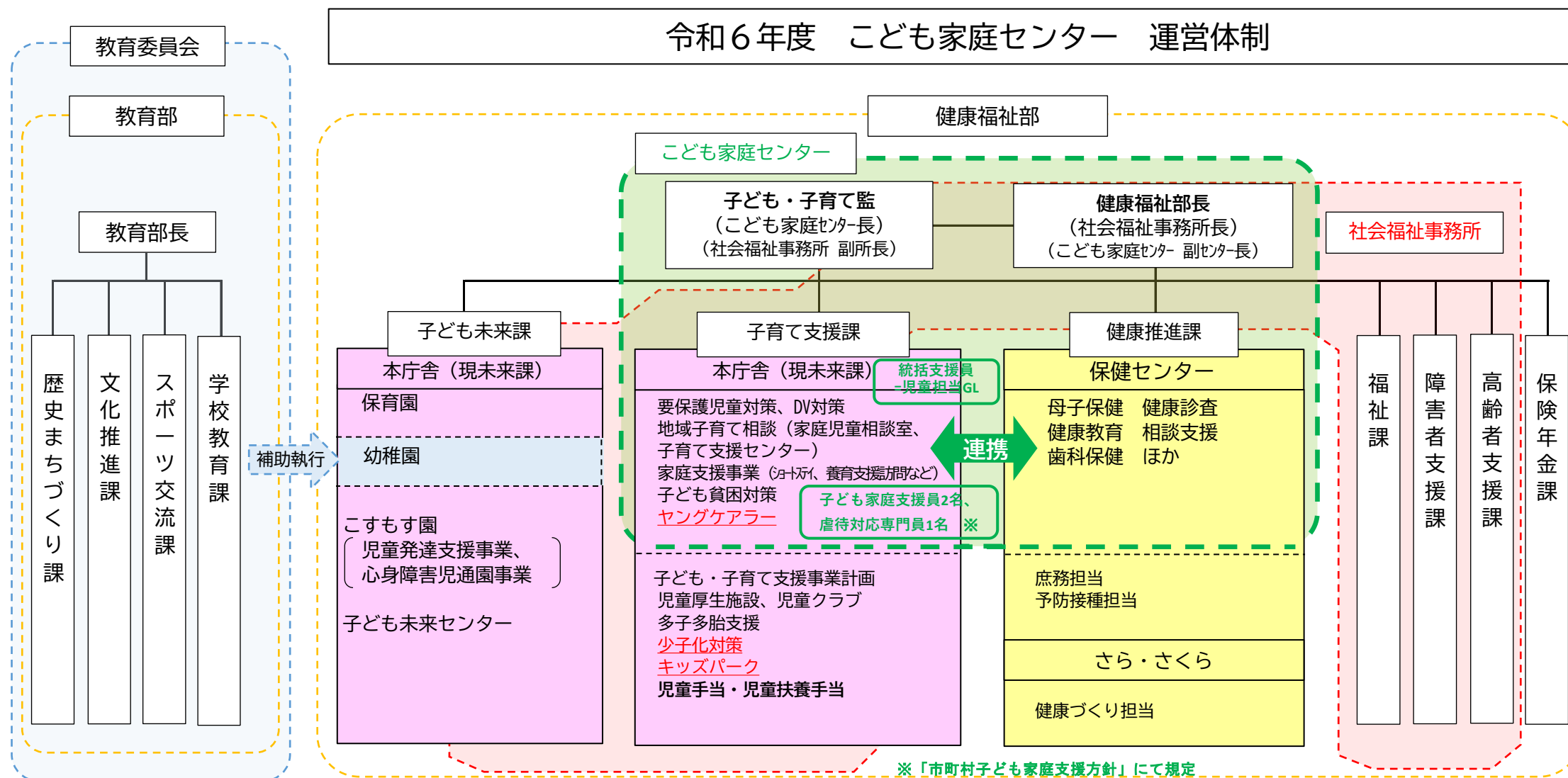




- こども家庭センターを設置し、子どもに関する業務（母子保健、子育て支援等）の一体性を確保及び指揮命令系統の明確化を図る。
- こども家庭センターの設置場所は、子育て支援課を本部とし統括支援員を配置し、保健センターを支部に位置づけ、適切な連携・協力体制を築く。
- ※子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターは廃止。
- 健康福祉部長は、健康福祉部全体を統括し、子育て監は子ども未来課及び子育て支援課（こども家庭センター）に関する業務を担当する。
- 幼稚園業務は子ども未来課の所管とするが、学校教育法に基づく幼稚園業務は、教育委員会の権限に属するため、市長部局（子ども未来課）が補助執行することとする。